



宮 崎 県 公 報

平成22年3月4日(木曜日)第2163号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	
○民有林の保安林の指定の解除…………… (自然環境課) 1		○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2
○公有水面埋立ての竣功認可…………… (漁港漁場整備課) 1		○土砂災害警戒区域の指定 (3件) …………… (砂防課) 3
○県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示…………… (管理課) 1		○土砂災害特別警戒区域の指定 (3件) …………… () 5
		公 告
		○争議行為の通知…………… (労働政策課) 7
		○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施…………… (建築住宅課) 7
		公安委員会公告
		○検定合格者審査の実施について…………… 8

告 示

宮崎県告示第 102号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する。

平成22年3月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 解除に係る民有林の保安林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字東国光 25172-1、字国光原 25228-7、25233-6
- 民有林の保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 道路用地とするため
(その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 103号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

平成22年3月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 竣功認可年月日及び番号
平成22年2月5日
シレイ 26750-285
- 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
宮崎県
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県知事 東国原 英夫
- 埋立区域
(1) 位置
児湯郡川南町大字平田字四海5053番1、5053番10、5053番11
並びに、川南町大字平田字持場5109番1、5109番2の地先公有

水面

(2) 区域

別表の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と14の地点とを結んだ線により囲まれた区域

(3) 面積

3,161.13㎡

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成19年7月11日 シレイ 26750-897

5 関係図書を閲覧することができる市町村名

川南町

別表

地点	地 点 の 位 置	
1の地点	川南漁港東防波堤灯台 (北緯32度09分55秒、東経131度33分26秒) から	
	264度17分57秒	461.18mの地点
2の地点	1の地点から 202度38分29秒	51.50mの地点
3の地点	2の地点から 292度44分55秒	122.28mの地点
4の地点	3の地点から 5度10分25秒	4.49mの地点
5の地点	4の地点から 319度47分52秒	7.12mの地点
6の地点	5の地点から 294度56分42秒	10.11mの地点
7の地点	6の地点から 295度56分02秒	8.36mの地点
8の地点	7の地点から 22度56分17秒	6.36mの地点
9の地点	8の地点から 112度45分41秒	110.10mの地点
10の地点	9の地点から 22度45分10秒	75.80mの地点
11の地点	10の地点から 112度48分01秒	3.00mの地点
12の地点	11の地点から 202度45分23秒	57.00mの地点
13の地点	12の地点から 112度46分10秒	20.02mの地点
14の地点	13の地点から 22度46分43秒	18.00mの地点

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成22年3月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 104号

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
(入札参加者の資格) 第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる者でないこと。 ア・イ [略] ウ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がある者 エ [略] (2) [略]						(入札参加者の資格) 第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる者でないこと。 ア・イ [略] ウ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。） <u>及び地方法人特別税</u> に係る徴収金に未納がある者 エ [略] (2) [略]					
別表第1（第7条関係）						別表第1（第7条関係）					
等級区分	特A級	A級	B級	C級	D級	等級区分	特A級	A級	B級	C級	D級
建設工事の種類及び金額						建設工事の種類及び金額					
[略]						[略]					
建築一式工事	<u>2億円以上</u>	<u>8,000万円以上2億円未満</u>	3,000万円以上 <u>8,000万円未満</u>		[略]	建築一式工事	<u>1億5,000万円以上</u>	<u>6,000万円以上1億5,000万円未満</u>	3,000万円以上 <u>6,000万円未満</u>		[略]
[略]						[略]					

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の規定によりされている手続その他の行為は、この告示による改正後の県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の相当規定によりされたものとみなす。

宮崎県告示第 105号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年3月4日から平成22年3月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
340	県道	大戸野清武線	宮崎郡清武町大字今泉字瀬ノ口乙2321番1地先から同郡同町同大字字御崎乙2745番1地先	旧	4.6 ~ 21.8	1462.0

まで			
宮崎郡清武町大字今泉字瀬ノ口乙2324番1地先から同郡同町同大字字御崎乙2745番1地先まで		10.0 ~ 22.0	1458.0
宮崎郡清武町大字今泉字瀬ノ口乙2324番1地先から同郡同町同大字字御崎乙2745番1地先	新	10.0 ~ 22.0	1458.0

			まで		
--	--	--	----	--	--

宮崎県告示第 106号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成22年3月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
宮 崎 市	北伊倉 2	I - 1 - 0157	急傾斜地の崩壊
	信成町	I - 1 - 0163	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 4	I - 1 - 3086	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 1	I - 1 - 3092	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 8	II - 1 - 0156	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 3	II - 1 - 0166	急傾斜地の崩壊
	平等寺	II - 1 - 2054	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 9	II - 1 - 4322	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 10	II - 1 - 4323	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 5	II - 1 - 4324	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 6	III - 1 - 9288	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 7	III - 1 - 9289	急傾斜地の崩壊
	信成町 2	01 - 303 - 1 - 008	土 石 流
	信成町 1	01 - 303 - 1 - 009	土 石 流
	北伊倉 1	01 - 303 - 2 - 004	土 石 流
	北伊倉 2	01 - 303 - 2 - 006	土 石 流
	北伊倉 3	01 - 303 - 2 - 007	土 石 流
	北伊倉 4	01 - 303 - 2 - 008	土 石 流
	平等寺 1	01 - 303 - 2 - 009	土 石 流

北伊倉 5	01 - 303 - 2 - 019	土 石 流
北伊倉 6	01 - 303 - 2 - 020	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 107号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成22年3月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
美 郷 町	古 城	I - 1 - 1282	急傾斜地の崩壊
	南 風 谷	I - 1 - 1283	急傾斜地の崩壊
	日 の 出	I - 1 - 1307	急傾斜地の崩壊
	峰	I - 1 - 1314	急傾斜地の崩壊
	田 中	I - 1 - 1315	急傾斜地の崩壊
	寺 の 迫	I - 1 - 1317	急傾斜地の崩壊
	日 の 出 2	I - 1 - 2127	急傾斜地の崩壊
	日 の 出 3	I - 1 - 3514	急傾斜地の崩壊
	天 神	I - 1 - 3512	急傾斜地の崩壊
	迫 内	I - 1 - 3513	急傾斜地の崩壊
	小野の原	I - 1 - 1235	急傾斜地の崩壊
	橋 の 原	I - 1 - 1236	急傾斜地の崩壊
	下 古 園	I - 1 - 1238	急傾斜地の崩壊
	浜 砂 瀬	I - 1 - 1239	急傾斜地の崩壊
	下 浜 砂 瀬	I - 1 - 1240	急傾斜地の崩壊
	天 神 田	I - 1 - 1255	急傾斜地の崩壊
	黒 草	I - 1 - 1259	急傾斜地の崩壊

長 堀	I - 1 - 1260	急傾斜地の崩壊
小路前田	I - 1 - 1261	急傾斜地の崩壊
井手の内	I - 1 - 1262	急傾斜地の崩壊
石 田	I - 1 - 1263	急傾斜地の崩壊
米 上	I - 1 - 1265	急傾斜地の崩壊
下古園 1	I - 1 - 3504	急傾斜地の崩壊
橋の原 1	I - 1 - 3505	急傾斜地の崩壊
上古園	II - 1 - 1237	急傾斜地の崩壊
天神田 1	II - 1 - 6864	急傾斜地の崩壊
橋の原 2	II - 1 - 6910	急傾斜地の崩壊
橋の原 3	II - 1 - 6911	急傾斜地の崩壊
橋の原 4	II - 1 - 6912	急傾斜地の崩壊
橋の原 5	II - 1 - 6913	急傾斜地の崩壊
下古園 2	II - 1 - 6914	急傾斜地の崩壊
下古園 3	II - 1 - 6915	急傾斜地の崩壊
下古園 4	II - 1 - 6916	急傾斜地の崩壊
下古園 5	II - 1 - 6917	急傾斜地の崩壊
下古園 6	II - 1 - 6918	急傾斜地の崩壊
愛宕谷川	09- 424- 1 - 012	土 石 流
峰 谷 川	09- 424- 1 - 013	土 石 流
上古園谷川	09- 423- 1 - 014	土 石 流
無田谷川	09- 423- 1 - 025	土 石 流
長堀谷川 1	09- 423- 1 - 026	土 石 流
長堀谷川 2	09- 423- 1 - 027	土 石 流
長堀谷川 3	09- 423- 1 - 028	土 石 流
神門谷川 1	09- 423- 1 - 029	土 石 流
神門谷川 2	09- 423- 1 - 030	土 石 流

神門谷川 3	09- 423- 1 - 031	土 石 流
米上谷川	09- 423- 1 - 032	土 石 流
下古園谷川 1	09- 423- 2 - 001	土 石 流
橋之原谷川	09- 423- 2 - 007	土 石 流
橋之原谷川 1	09- 423- 2 - 008	土 石 流
浜砂瀬谷川	09- 423- 2 - 009	土 石 流
仮屋谷川 2	09- 423- 2 - 015	土 石 流
仮屋谷川 3	09- 423- 2 - 016	土 石 流
米上谷川 1	09- 423- 2 - 033	土 石 流
米上谷川 2	09- 423- 2 - 034	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 108号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成22年3月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	
高千穂町	町ノ平	I - 1 - 1802	急傾斜地の崩壊	
	三原尾野	I - 1 - 1826	急傾斜地の崩壊	
	皇子(1)	I - 1 - 1855	急傾斜地の崩壊	
	神楽町	I - 1 - 1880	急傾斜地の崩壊	
	神楽町-1	I - 1 - 1882	急傾斜地の崩壊	
	笹ノ戸	I - 1 - 1883	急傾斜地の崩壊	
	赤仁田	I - 1 - 1901	急傾斜地の崩壊	
	日差尾	I - 1 - 3730	急傾斜地の崩壊	

	荒 平	Ⅱ - 1 - 8160	急傾斜地の崩壊	
	中河内川	11 - 441 - 1 - 021	土 石 流	
日之影町	星 山	I - 1 - 1980	急傾斜地の崩壊	
	梁 崎	I - 1 - 1981	急傾斜地の崩壊	
	芭蕉の元 - 1	I - 1 - 3778	急傾斜地の崩壊	
	畑 野	I - 1 - 3782	急傾斜地の崩壊	
	山中 - 1	Ⅱ - 1 - 8281	急傾斜地の崩壊	
	芭蕉の元 - 2	Ⅱ - 1 - 8282	急傾斜地の崩壊	
	芭蕉の元 - 3	Ⅱ - 1 - 8295	急傾斜地の崩壊	
	芭蕉の元 - 4	Ⅱ - 1 - 8296	急傾斜地の崩壊	
	芭蕉の元 - 5	Ⅱ - 1 - 8297	急傾斜地の崩壊	
	梁崎 - 1	Ⅱ - 1 - 8332	急傾斜地の崩壊	
	星山 - 1	Ⅱ - 1 - 8338	急傾斜地の崩壊	
	山中 - 2	Ⅱ - 1 - 8342	急傾斜地の崩壊	
	五ヶ瀬町	坂 本	I - 1 - 2004	急傾斜地の崩壊
		広木野 (2)	I - 1 - 2278	急傾斜地の崩壊
坂本 - 1		I - 1 - 3786	急傾斜地の崩壊	
寺 村		I - 1 - 3787	急傾斜地の崩壊	
広木野 (3)		I - 1 - 3790	急傾斜地の崩壊	
坂本 - 2		Ⅱ - 1 - 8421	急傾斜地の崩壊	
坂本川 (1)		11 - 443 - 1 - 022	土 石 流	
寺村川		11 - 443 - 1 - 023	土 石 流	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県国土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 109号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成22年3月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	北伊倉 2	I - 1 - 0157	急傾斜地の崩壊
	信成町	I - 1 - 0163	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 4	I - 1 - 3086	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 1	I - 1 - 3092	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 8	Ⅱ - 1 - 0156	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 3	Ⅱ - 1 - 0166	急傾斜地の崩壊
	平等寺	Ⅱ - 1 - 2054	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 9	Ⅱ - 1 - 4322	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 10	Ⅱ - 1 - 4323	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 5	Ⅱ - 1 - 4324	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 6	Ⅲ - 1 - 9288	急傾斜地の崩壊
	北伊倉 7	Ⅲ - 1 - 9289	急傾斜地の崩壊
	信成町 2	01 - 303 - 1 - 008	土 石 流
	信成町 1	01 - 303 - 1 - 009	土 石 流
	北伊倉 1	01 - 303 - 2 - 004	土 石 流
	北伊倉 2	01 - 303 - 2 - 006	土 石 流
	北伊倉 3	01 - 303 - 2 - 007	土 石 流
	北伊倉 4	01 - 303 - 2 - 008	土 石 流
	平等寺 1	01 - 303 - 2 - 009	土 石 流
	北伊倉 5	01 - 303 - 2 - 019	土 石 流

北伊倉 6	01-303-2-020	土石流
-------	--------------	-----

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 110号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成22年3月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
美郷町	古城	I-1-1282	急傾斜地の崩壊	
	南風谷	I-1-1283	急傾斜地の崩壊	
	日の出	I-1-1307	急傾斜地の崩壊	
	峰	I-1-1314	急傾斜地の崩壊	
	田中	I-1-1315	急傾斜地の崩壊	
	寺の迫	I-1-1317	急傾斜地の崩壊	
	日の出2	I-1-2127	急傾斜地の崩壊	
	日の出3	I-1-3514	急傾斜地の崩壊	
	天神	I-1-3512	急傾斜地の崩壊	
	迫内	I-1-3513	急傾斜地の崩壊	
	小野の原	I-1-1235	急傾斜地の崩壊	
	橋の原	I-1-1236	急傾斜地の崩壊	
	下古園	I-1-1238	急傾斜地の崩壊	
	浜砂瀬	I-1-1239	急傾斜地の崩壊	
	下浜砂瀬	I-1-1240	急傾斜地の崩壊	
	天神田	I-1-1255	急傾斜地の崩壊	
	黒草	I-1-1259	急傾斜地の崩壊	
	長堀	I-1-1260	急傾斜地の崩壊	

小路前田	I-1-1261	急傾斜地の崩壊
井手の内	I-1-1262	急傾斜地の崩壊
石田	I-1-1263	急傾斜地の崩壊
米上	I-1-1265	急傾斜地の崩壊
下古園1	I-1-3504	急傾斜地の崩壊
橋の原1	I-1-3505	急傾斜地の崩壊
上古園	II-1-1237	急傾斜地の崩壊
天神田1	II-1-6864	急傾斜地の崩壊
橋の原2	II-1-6910	急傾斜地の崩壊
橋の原3	II-1-6911	急傾斜地の崩壊
橋の原4	II-1-6912	急傾斜地の崩壊
橋の原5	II-1-6913	急傾斜地の崩壊
下古園2	II-1-6914	急傾斜地の崩壊
下古園3	II-1-6915	急傾斜地の崩壊
下古園4	II-1-6916	急傾斜地の崩壊
下古園5	II-1-6917	急傾斜地の崩壊
下古園6	II-1-6918	急傾斜地の崩壊
愛宕谷川	09-424-1-012	土石流
上古園谷川	09-423-1-014	土石流
無田谷川	09-423-1-025	土石流
長堀谷川1	09-423-1-026	土石流
米上谷川	09-423-1-032	土石流
橋之原谷川	09-423-2-007	土石流
浜砂瀬谷川	09-423-2-009	土石流
仮屋谷川2	09-423-2-015	土石流
仮屋谷川3	09-423-2-016	土石流
米上谷川1	09-423-2-033	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 111号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成22年3月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地区名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
高千穂町	町 ノ 平	I - 1 - 1802	急傾斜地の崩壊	
	三原尾野	I - 1 - 1826	急傾斜地の崩壊	
	皇子(1)	I - 1 - 1855	急傾斜地の崩壊	
	神 楽 町	I - 1 - 1880	急傾斜地の崩壊	
	神楽町-1	I - 1 - 1882	急傾斜地の崩壊	
	笹 ノ 戸	I - 1 - 1883	急傾斜地の崩壊	
	赤 仁 田	I - 1 - 1901	急傾斜地の崩壊	
	日 差 尾	I - 1 - 3730	急傾斜地の崩壊	
	荒 平	II - 1 - 8160	急傾斜地の崩壊	
	日之影町	星 山	I - 1 - 1980	急傾斜地の崩壊
梁 崎		I - 1 - 1981	急傾斜地の崩壊	
芭蕉の元-1		I - 1 - 3778	急傾斜地の崩壊	
畑 野		I - 1 - 3782	急傾斜地の崩壊	
山 中 - 1		II - 1 - 8281	急傾斜地の崩壊	
芭蕉の元-2		II - 1 - 8282	急傾斜地の崩壊	
芭蕉の元-3		II - 1 - 8295	急傾斜地の崩壊	
芭蕉の元-4		II - 1 - 8296	急傾斜地の崩壊	

	芭蕉の元-5	II - 1 - 8297	急傾斜地の崩壊
	梁 崎 - 1	II - 1 - 8332	急傾斜地の崩壊
	星 山 - 1	II - 1 - 8338	急傾斜地の崩壊
	山 中 - 2	II - 1 - 8342	急傾斜地の崩壊
五ヶ瀬町	坂 本	I - 1 - 2004	急傾斜地の崩壊
	広木野(2)	I - 1 - 2278	急傾斜地の崩壊
	坂 本 - 1	I - 1 - 3786	急傾斜地の崩壊
	寺 村	I - 1 - 3787	急傾斜地の崩壊
	広木野(3)	I - 1 - 3790	急傾斜地の崩壊
	坂 本 - 2	II - 1 - 8421	急傾斜地の崩壊
	坂本川(1)	11 - 443 - 1 - 022	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備えおいて縦覧に供する。)

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成22年3月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 争議行為の目的
2010年度賃金および諸要求について
- 争議行為の日時
平成22年3月8日 午前8時30分から争議解決に至るまで
- 争議行為を行う場所
宮崎市大字芳士80番地
医療法人清芳会井上病院内
- 争議行為の概要
ストライキを含むいっさいの争議行為

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成22年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する宮崎県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成22年3月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	平成22年7月4日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成22年9月12日 (日曜日) 午前11時30分から 午後4時00分まで
木造建築士試験	平成22年7月25日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成22年10月10日 (日曜日) 午前11時30分から 午後4時00分まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 J Aアズムホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 J Aアズムホール
木造建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 J Aアズムホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 J Aアズムホール

3 受付場所における受験申込

受付場所	受付期間及び受付時間
宮崎市霧島1丁目1番地1 J Aアズムホール1階中会議室	平成22年4月12日(月曜日)から 平成22年4月16日(金曜日)までの 午前10時から午後4時まで
都城市姫路町7街区8号 都城市中央公民館	平成22年4月12日(月曜日)及び 平成22年4月13日(火曜日)の 午前10時から午後4時まで
延岡市東本小路131番地5 延岡市民協働まちづくりセンター	平成22年4月14日(水曜日)及び 平成22年4月15日(木曜日)の 午前10時から午後4時まで

4 インターネットによる受験申込

申込サイト	受付期間及び受付時間
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaic.jp/)	平成22年4月1日(木曜日)から 平成22年4月7日(水曜日)まで 受付開始日の午前10時から 受付終了日の午後4時まで

5 受験手数料

16,900円

6 その他

その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課(電話

0985-26-7195)、財団法人建築技術教育普及センター九州支部(電話 092-471-6310)又は社団法人宮崎県建築士会(電話 0985-27-3425)に問い合わせてください。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第4号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する、旧法第11条の2の規定による検定合格者(以下「旧検定合格者」という。)に対する審査(学科試験及び実技試験を受検する者に限る。以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成22年3月4日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

1 審査の種別及び級並びに資格

(1) 空港保安警備業務に係る1級の審査

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項に規定する空港保安警備に係る1級の検定に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する空港保安警備に係る2級の検定に合格した者

(3) 施設警備業務に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する常駐警備に係る1級の検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する常駐警備に係る2級の検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する交通誘導警備に係る1級の検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する交通誘導警備に係る2級の検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る1級の検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る2級の検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する貴重品運搬警備に係る1級の検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する貴重品運搬警備に係る2級の検定に合格した者

2 審査の対象者

旧検定合格者のうち、次に掲げる者以外の者

(1) 検定規則施行日(平成17年11月21日)において、現に、旧検定に係る業務に継続して1年以上従事していた者

(2) 検定規則施行日において、現に、旧検定に係る警備業務についての指定講習の講師として1年以上従事していた者

3 審査の日時

区 分	審 査 日 時
審 査	平成22年6月4日(金) 午前9時30分から

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

4 審査の場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

5 審査の実施要領

(1) 審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者にのみ実技試験を実施する。

学科試験は、5枝択一式の筆記試験により行う。

(2) 1級の審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数 10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施

(3) 2級の審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数 10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

6 審査申請書の提出方法

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

区 分	提出期間及び時間
審 査	平成22年4月20日(火)から4月30日(金)までの午前9時から午後5時までの間

(3) 提出方法

提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

(1) 審査申請書1通

(2) 旧検定合格証の写し1枚

(3) 写真1葉（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

(4) 次のいずれかの書面（宮崎県公安委員会以外の公安委員会発行の旧検定合格証の所持者に限る。）

- 県内居住者であることを疎明する書面
- 県内の営業所に属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県証紙を審査申請書に貼付して提出すること。

審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

(1) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(2) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

--	--